

# 民間保険組織を通じた政治と経済の 構造的カップリング

—世紀転換期における英独社会保険形成の比較歴史社会学—

坂井 晃介

(東京大学大学院総合文化研究科 助教)

## 1. 問いと背景——「公／私」再編の歴史性

現代の社会保障における重要な課題の一つは、「公／私」関係の再編である。1970年代以降のいわゆる「福祉国家の危機」以降、社会保障諸制度は財政的困難と正統性の危機にさらされ、理念的・制度的なパラダイム転換に迫られてきた。特に、公的な社会保険をはじめとする事後的な仕組みではなく、労働能力の育成やその制度的保証を軸としたアクティベーション政策など、人びとの私的な生活に事前に介入する社会保障のあり方が模索されている〔福原・中村・柳原編 2020; 濱田 2015〕。

しかしこうした新しい状況としてみなされている「公」と「私」の(再)関連化という課題〔松田・鎮目編 2016: 1-5〕は、福祉国家の形成当初から重要な問題であった。もちろんそこには、現代的な福祉国家の危機に端を発する再編とは異なる事情がある。すなわちこの時期には、「公」「私」とみなされる制度自体が形成されていくことにより、その関係を取り結ぶものとしての福祉国家の登場が準備された。特に社会保険は、一定の確率の下で生じる事態に備える保険の役割や担い手に関し、「公／私」という区別を人びとが作り出すことで、福祉国家の中核的制度となった〔坂井 2021〕。

本稿の目的は、現代においてもなお重要な課題であり続けているこ

うした「公／私」連関が、社会保険制度の形成過程においていかに作り出されていったのかを、歴史社会的に追尾することである。

福祉は家族や企業、地域社会、相互扶助団体、慈善団体、商業保険会社、宗教組織などの多様な担い手によって構成される、複合的なものである。19世紀後半における産業化・工業化による地域的紐帯の喪失や、絶対主義的かつ強制的な福祉ポリツァイの断念は、そうした多元的な福祉の担い手を統合しつつその機能不全を補うため、人々の自由を考慮した上で安全性を保障する福祉国家の登場を促した。こうした様々な私的諸アクターとの自由と強制にかかわるせめぎ合いの中で福祉国家が形成されていった過程は、介入的自由主義[小野塚編 2009]や「福祉の複合体」の歴史として理解されている [Katz and Sachße ed. 1996; 高田・中野 2012]。

福祉の複合体史の中核には、福祉史における国家中心主義からの脱却がある。特にこれまでの研究では、福祉の私的な担い手として地域的・民族的な相互扶助組織の歴史的な役割に注目し、救貧や援助の仕組みが多面的に描かれてきた[中野 2012; 高田 2012 ほか]。しかし「私的な担い手」たちは、それぞれ異なる固有の働きと理念を有している。その中で、明確に経済的利益の創出を中心的な目的として自覚していく民間保険諸組織が福祉国家の成立にとっていかなる役割を担ったのかについては、これまでなされていない個別的な分析が求められる。

こうした関心から本稿は、「私」のなかでも、特に福祉国家形成に対して民間保険組織が有した役割を明らかにする。私保険の中心を担う

- 
- 1) 保険史研究では、社会保険を保険の非典型、あるいは残余カテゴリーとして見る傾向にあった。そのため、保険会社の公共的役割は注目されつつ、国家との相互作用やそれがもたらす保険の制度的・理念的な多義性については、保険の本質を明らかにするという目的の下で背景に退けられていった [小川 2007 ほか]。社会保障の歴史的な展開を資本蓄積や営利保険の広がりやを踏まえたうえで考察する視角が十分確立されてこなかった点については、横山 [1982] でも指摘されている。

に至った保険会社は保険数理の精緻化と商品への実装という点で、近代保険を完成させたとされる<sup>2)</sup> [田村 1980]。福祉国家の形成過程においては、こうした成果が政策担当者を通じて直接・間接に参照されていたと考えられる。

同時に、こうした発展過程には国ごとでバリエーションがある。ドイツでは 19 世紀後半にいち早く社会保険制度が構想されたが、イギリス、フランスはそれを継承・批判しつつ各国固有の事情から独自の仕方ですべて制度構築を行っていった [Henock 1985; Kott 1996; Ritter 1986]。福祉の複合体史の課題は、こうした複数の経路を辿って形成されていった「公/私」区別とその競合・統合・相互関係を比較し分析することでもある。

そこで本稿では、以上のような保険をめぐる「公/私」関係の形成と福祉の複合体史の課題に、19 世紀末のドイツと 20 世紀初頭のイギリスの比較分析によって取り組む。とりわけ、強制加入と拠出制によって特徴づけられる社会保険制度の形成にとって、さまざまな民間保険組織（共済組合・保険会社など）がいかなる意義を有してきたのかを明らかにする。こうした「公/私」関係の拮抗と協働を具体的な歴史的コンテキストと比較分析から明らかにすることを通じて、両者の連関の歴史具体的な様相を示し、今日的な「再編」のフェーズに間接的な示唆を与えることが目指される。

## 2. 分析視角——政治と経済の構造的カップリング

本稿が分析対象とするのは、ドイツおよびイギリスにおける最初期

---

2) 先行する多様な相互扶助組織や共済団体も保険組織に含まれるが、保険数理やリスク計算の確立によって商業保険会社が近代保険の代表的な主体としてみなされていった。こうした保険についての「私的」団体の棲み分けもまた、歴史的に成立していったものである [坂井 2021]。

の社会保険制度の形成過程である。イギリスの社会政策諸制度は、主たる政策担当者であった大蔵大臣ロイド・ジョージ(1863-1945)らによるドイツ訪問などを経て、ドイツを範としつつそれを独自に修正することで成立した [Hennock 1985; Gilbert 1966: 291-293]。それゆえ社会保険制度について英独を比較することは、社会政策史においても重要な論点の1つとなっている [Hennock 1983; 1985; 木下 1997; Ritter 1986 ほか]。

これまでの研究では、制度的にも理念的にも、両国は異なる基盤を持った福祉国家として説明されてきた。例えば福祉レジーム論は、労働市場の退出後福祉諸制度によって生活をどの程度維持できるかという労働力の脱商品化と、福祉諸制度によって階層(職域等)間の所得不平等がどの程度維持されるかという社会的階層化の2つの指標によって福祉国家を分類した [Esping-Andersen 1990=2001]。この分類によれば、ドイツは脱商品化の程度が高く社会的階層化の傾向も強い保守主義レジームに、イギリスは脱商品化の程度が低く社会的階層化の傾向が強い自由主義レジームに分類される。福祉の複合体史が考察してきたのは、こうした分類がいかなる歴史的発展プロセスによって生み出されていったのかということである<sup>3)</sup>。

また理念面でも、両国は大きく区別される。産業化による新たな社会状況によって生じた大衆貧困や労働問題(「社会問題」)に対して、イギリスは伝統的中間団体の「自助」の理念を政策的に活かすことによって対処したとみなされている [Metz 1998: 183; Ritter:1986: 134]。それに対してドイツでは、中間集団の影響力を排しつつ、国家を一つの共同体とみなすことで社会への介入を行う保守的な「社会政策」の

---

3) それゆえ福祉の複合体論は、静態的な分類論としてみなされがちな福祉レジーム論に対して、動態的かつ複合的な福祉の発展過程を提示するという志向をもっている [高田 2012: 20-1]。とはいえ福祉レジーム論は、各レジームを社会民主主義アクターの権力資源の大きさや階級連合の構図次第で変化する動態的なものとしても捉えている。

理念によって社会問題の解決が目指されたという [Kaufmann 2000; Kott 1996; Metz 1998: 186-7]。

本稿は、特に保険会社を中心とした私保険組織の役割に注目することで、「自由主義／保守主義」といったレジーム的分类や「自助／保守的社会政策」といった理念的区別とは異なる形で、英独の社会保険制度の形成過程を考察するものである。

そのために導入されるのが、経済的制度が政策決定プロセスにおいて参照・活用される事態を政治システムと経済システムの連関として捉える、構造的カップリング (Strukturelle Kopplung) という社会学理論である。Luhmann [2000=2013] によれば、政治と経済は近代社会において自律したシステムとして成立しつつ、それぞれが自由に固有の複雑性を構築できるように、選択的に連関しているという。そのため政治は経済固有のダイナミズムを損なうことなく、経済からの刺激を、自身の制度目的をより十全に果たすために活用していると考えられている [Luhmann 2000=2013: 268]。例えば公的資金の金融市場を通じた調達は、政治と経済の構造的カップリングの一形式であるという [Luhmann 2000=2013: 468]。

本稿が扱う私的保険諸団体は、上述した通り政治 (公) にも経済 (私) にも関わる組織として発展してきた。それゆえ理論的には、この組織が政治システムのコミュニケーションの中で位置付けられるか経済システムのコミュニケーションの中で位置付けられるかによって、異なる意味・意義を与えられる事になる [坂井 2021: 109 注 52]。だとするならば、私的保険諸組織が有する社会政策への意義に着目し、その観点から英独の制度形成を考察することで、レジーム論や理念的区別とは異なる比較分析を遂行することができると考えられる<sup>4)</sup>。

---

4) こうした知見は、政治や経済といった近代社会における機能的制度が自律しつづきに関連し合うのかという理論社会的な問題系のうち、政治と経済の構造的カップリングの一形態を明らかにするものである [坂井 2021: 285-8]。

こうした点で、本稿は既存の研究で扱われていない一次資料に基づいて新たな経験的知見を明らかにする研究ではなく、既存の歴史研究で得られた知見をベースに、それらを特定の理論的観点から読み直し再解釈・再記述を行う歴史社会的な研究として位置付けられる [坂井 2021: 6-8]。こうした再記述を通じて、これまでディシプリン上異なる文脈で議論されてきた社会保険史と民間保険（共済組合・商業保険会社）史における知見を組み合わせた分析が行われる<sup>5)</sup>。

### 3. 分析対象

ドイツの社会保険制度は、1880年代に段階的に疾病保険（1883年）、労災保険（1884年）、老齢・障害保険（1889年）が成立し、社会国家（ドイツにおける福祉国家）の基礎が築かれた [Machtan Hg. 1994]。イギリスの場合、老齢年金制度（1908年）および国民保険法（健康保険・失業保険）（1911年）が国家レベルでの包括的社会政策の端緒として位置付けられている [山本 2020]。

両国の最初期社会政策を比較する際に注意すべきなのは、同時代の政策担当者たちが認識していた解決すべき問題状況には差異があり、それゆえ政策形成の経緯も異なるということである [Ritter 1986: 180]。

ドイツの場合、まずもって重要な政策課題だとみなされたのは労働災害であった [木下 1997: 34-5 ほか]。そのため、後述する賠償責任法（1871年）が抱える困難を、包括的な労災保険制度の構築によって解決することが試みられた。そして、労災保険に適合させる形で疾病保険、老齢・傷害保険制度が構想された。労災保険法は審議の紛糾により3度の法案提出がなされ、先に疾病保険法が成立する。

---

5) こうした理論的観点により、本稿は福祉レジーム論や福祉の複合体史に連なりつつ複数分野を架橋する、比較歴史社会学の一分野として展開される [Ginbrich 2015]。

それに対してイギリスの場合、20 世紀転換期における問題関心は労働者の老齢と貧困にあった [檉原 1973: 379]。それゆえ諸改革は無拠出の老齢年金制度（1908 年）に始まり、その後同様の仕組みを寡婦・孤児・70 歳以下の疾病者に広げることが試みられた [檉原 1973: 444]。国民保険法が構想・実現していくにつれ、保険制度の対象者として困窮する労働者が見出されていった。他方で労働災害に関しては、重要な問題として認識されつつ、国家による保険制度の構築は 1920 年代まで検討されていなかったという [Raynes 1964=1985: 390]。その後、1946 年の国民保険（労働災害）法によってようやく、国家による統合的な制度が実現した [Raynes 1964=1985: 399]。

こうした差異からわかるのは、国家主導の統一的な社会政策の形成は、①いかなる問題状況の把握があり、②それにいかなる解決策が利用可能だとみなされ、③複数のオルタナティブからどの制度が選択されるのかという認識の積み重ねによって、初めて実現するということである [坂井 2021: 49-57]。それゆえ、私保険の影響という視座から「公／私」関係の編成を考察し、福祉国家形成の一端を読み解こうとする本稿でも、こうした政策担当者にとって利用できる「問題／問題解決」の組み合わせとその背後にある様々なオルタナティブの存在は十分に考慮すべきである。

さらに、福祉国家論において労災補償制度の成立は特別な位置を占めていることが知られている。中でも Ewald [1986=1993] がフランスにおける労働災害補償法（1898 年制定）を例に論じたのは、責任原理の歴史的な転換である。この転換により、労働現場（工場）での事故は個人による過失ではなく、統計的確率のもとで生じる規則的かつ集合的現象（職業的リスク）としてみなされるようになったという。こうした理解に基けば、保険とはリスクに対する集団的保障のための連帯と相互依存関係を生み出す装置であることになるが、その発展については複数のプロセスがありうる。

そこで以下では、福祉国家形成の核となってきた社会保険制度のなかでもとりわけ疾病保険と労災補償制度の制定プロセスに着目し、英独を比較する。ドイツについてはとりわけ労災保険および疾病保険、イギリスについては国民健康保険、1880年代から議論され順次改正されていった労働者災害補償法の形成過程について考察を行う [表 1]。これらが構想されていく中で、準拠問題の設定やその解決手段としての政策選択肢の限定、さらには、そうした組み合わせを条件づけていた政治的・経済的背景が分析される。

私保険における技術・知識・理念、さらには制度そのものが社会保険の形成過程にとって必要であると見なされる際には、そもそも考慮可能な程度私保険に技術的・制度的蓄積があることが前提とされる。それゆえドイツとイギリスの比較によって見えてくるのは、社会保険制度の構想者たちにとって私保険がどの程度利用できる知的・制度的資源だとみなされていたのか、そしてどの程度考慮せざるを得ない影響力を持っていたのかということでもある。

表 1：本稿の主な分析対象

	ドイツ	イギリス
疾病保険	疾病保険法 (1883)	国民健康保険法 (1911)
労災補償制度	労災保険法 (1884)	労働者災害補償法 (1897) 労働者災害補償法改正法 (1924)

#### 4. 19世紀末ドイツにおける社会政策と私保険

ドイツ社会保険の基本的な構想は、1881年の宰相オットー・フォン・ビスマルク (Otto von Bismarck: 1815-1898) による社会詔勅によって提示された。そこでは労働者の劣悪な生活環境に対して福祉を積極的に増進するために、統一的な保険制度が求められることが主張され、労



災保険・疾病保険・老齢障害保険を目指す出発点となった。その背後には、人口変動や産業化、都市化など、急激な社会経済的变化がある [Ritter 1986: 2]。

## 4.1 労災保険法

### 4.1.1 法制定の経緯

各種社会保険法の立法に先立ち、政策担当者だけでなく 19 世紀後半以降の知識人に広く共有されていたのは、産業構造の転換による工場労働の増加に付随した労働災害である。就労中に負傷や労働不能、死亡などの事故に合う労働者が増加し、それに対する補償の必要が生じた。そこで制定されたのが 1871 年の賠償責任法である。賠償責任法は労働者が労働の最中に、事業主またはその代理人等の過失により死亡・負傷した場合、それによって生じた損害について雇用者が責任を負うというものである。

しかしこの賠償責任法は、労働者が雇用者の過失を挙証しなければ賠償を受けられないため実際には機能しておらず、雇用者側も賠償の範囲が拡大されたことについて不満を抱いたという [Vogel 1951: 24-5]。その代わりに民間災害保険に加入する者もいたが、事業者の多くが未加入のため、非労災による損害の補償を労働者は受けられなかった [近藤 1959: 53]。

こうした経緯から構想されたのが労災保険法である。労災保険法は国家官僚たちの思惑が交錯し議会でも紛糾したが、最終的には①賠償責任法の私法レベルでの改正ではなく公法レベルでの社会保険として労災保険を新しく設立すること、②任意加入ではなく強制加入とすること、③既存の保険組織（共済団体・相互保険会社・商業保険会社）を前提とせず、事業者による新たな自治的保険組織である同業協同組合 (Berufsgenossenschaft) を帝国レベルで設立すること、④それに伴って民間保険会社を完全に排除することが定められた [木下 1997: 165]。

本稿が着目する私的保険組織との関係で重要なのは③と④である<sup>6)</sup>。当初ビスマルクは、国家主導で一から地域的・産業分野別の協同組合・経営団体を作り、危険階層ごとの組織を再編し所属を強制しつつ、国家がその保険監督をするという制度構想を持っていた [木下 1997: 149]。これは③よりも一層トップダウンの制度構想である。そして自身も事業者であることから保険会社に反感を持っており、投機的な側面を持つ保険会社を完全に制度から排除する形での労災保険法を望んでいた [坂井 2021: 262] (→④)。しかし当時商務大臣であり社会保険立法の制定課程で重要な役割を果たしたテオドア・ローマン (Theodore Lohmann: 1831-1905) は労働者の自助・自治を重視し、ビスマルクの構想に反対し、その代わりに既存の地域的組織の引き継ぎと自助団体の間接的な支援を主張した。

結果として④はビスマルクの意図に近い形で実現したが、③の保険主体については、帝国が一括管理する保険ではなく、雇用者たちの自治的な保険団体 (同業協同組合) を帝国が新しく創設する形で実現した。この組織の管理は帝国によってではなく雇用者たち自身によって行われることとなり、各事業者は加入を義務付けられた。こうした仕組みは、後述するイギリスの政策担当者からすれば、同時期のヨーロッパにおける国家的社会保険構想が中央集権的モデル (ノルウェー)、地域的モデル (オーストリア)、既存の保険組織の認可モデルに大別される中、例外的なものだったという [Hennock 1985: 32]。

---

6) 政策の構想段階では、③④それぞれについて異なる選択肢が存在し、その実現の可能性が制定直前まで議論された。例えば新たな保険組織の設立 (→③) については、既存の地域的・職業的共済組織を引き継ぎ、その担い手が自主的に保険料の設定と管理を行うとするもの、民間保険会社の排除 (→④) については、これら保険組織を活用し、制度への参入を認めるというものがあった。

#### 4.1.2 私保険における「同業協同組合」のアイディア

ここで問われるのは、この同業協同組合（→③）という制度アイディアが何に由来するものなのかということである。労災保険制度における同業協同組合の導入は、上述した通りビスマルクが強く主張したもののだが [Bödiker 1899: 628]、このアイディア自体は私的保険会社由来のものであることが知られている [Koch 1980]。そのため社会保険と私保険が交錯する点もここにある。

すでに 1870 年代の時点で、民間保険会社の担い手たちは、労働災害についての補償のために災害保険を提供しつつ、それを組合という機構で行う方法を案出していたという [近藤 1959: 53]。たとえばヘアマン・クリーベルク (Hermann Kleeberg : 1840-1896) はライプツィヒ一般労災保険銀行 (Allgemeine Unfallversicherungsbank in Leipzig) を設立 (1871) し、賠償責任に関する雇用者向けの保険として、危険階級ごとに区分を設ける仕組みを考案した [Arps 1968: 90-1]<sup>7)</sup>。

カール・モルト (Carl Molt : 1842-1910) が設立したシュトゥットゥガルト一般ドイツ保険協会 (Allgemeine Deutsche Versicherungs-Verein in Stuttgart: 1874) も、保険会社が参加し「資力の劣る人びとの福利 (Wohl) のため、公共的に (gemeinnützig) 作用する」ことを目指す団体であった [Arps 1965:70-1; 1968: 99]。従来商業保険は保険料を継続的に支払うことができる (資力のある) 中産階級以上の人のものであるとみなされていたが、危険階級ごとの区分を設けた同業協同組合による保険協会の設立というアイディアにより、よりリスクのある労働者にも労働災害の際の保険を提供できる素地を作ることとなった。

---

7) この「銀行の目的は、その構成員がそれぞれの危険 (Gefahr) の共同体的な引き受けに向けて一つにまとまるという点にある。その危険は、企業家 (雇用者) としての各構成員が 1871 年 6 月 7 日発行のドイツ帝国法以後、鉄道・鉱山などの事業体において引き起こされている致死や身体損傷など [...] に関連して、引き受けなければならないものである」とされている [Arps 1968: 90-1]

雇用者向けの労災保険だけでなく、労働者向けの簡易保険（*Volksversicherung*）もこの時期に考案されている。フランツ・ゲアクラート（*Franz Gerkrath*: 1835-1901）が設立した北極星労働者保険株式会社（*Nordstern Arbeiter-Versicherungsaktiengesellschaft*: 1880）は、職業集団ごとで異なる保険料率表を用いた [Milzer 1953: 23-4]。

これらはいずれも、同時代の政策担当者が労災保険法の制度設計の際に参照し、同業協同組合を構想する上で重要なアイデアとなったという [Koch: 1978: 198; 1980: 201; 坂口 2008: 86-7]。重要なのは、19世紀後半以降、一方で相互扶助的な伝統的ギルドや共済、相互主義的保険会社が影響力をしだいに弱め、他方で営利目的の株式保険会社が勃興しつつあくまで個人を対象として成立する保険技術を確立させていく中 [田村 1980: 58]、事業者による同業組合を保険主体として設置することで、より資力が低くリスクの高い労働者やそうした労働者を雇用する事業者のための保険が、保険会社によって準備されたということである。

#### 4.1.3 政策過程における私保険の参照

しかし上述した通り、ビスマルクら政策担当者たちは、同業協同組合による労災保険を、既存の保険組織を前提とせずにより上げた。雇用者たちによる自治組織を帝国が一から創設することで、経済セクターに対して間接的な影響力を行使したのである（→③）。

間接的であれ国家が影響力をもつ同業協同組合の設立にビスマルクがこだわったのには次のような政治実践上の理由があるという [Vogel 1951: 97; 木下 1997: 148-51]。すなわち彼は、自らの思い通りにならない議会とは別に、政治的動員をかけることができる存在の構築を目指しており、その中心として新たな代表制たる同業協同組合が機能すると考えた。またこれにより、身分的職能団体に好意的であり、同時代のプレゼンスが高まりつつあったカトリック中央党との関係も

築こうとしたというのである<sup>8)</sup>。

つまりここには、民間保険会社の技術機構を政治的目的のために換骨奪胎するという意図がある。同業協同組合というアイデアを取り入れつつ、あくまで組織的基礎や技術（→4.1.2）の導入にとどめ、担い手・管理者としては徹底的に私的保険会社を排除し独自の組織を構築した。こうした「私」からの部分的・断片的導入により、社会保険の一端となる労災保険が実現しているのである。

## 4.2 疾病保険

疾病保険法は疾病・障害・死亡を対象とするものであり、上述の労災保険と強く結びつくものとして 1883 年に制定された。労災保険法においては、災害の認定や補償額の認定、不服申し立ての処理、保険料立の設定手続きなどのために 13 週間の待機期間が設けられたが、それに合わせ、疾病保険の保険給付支給期間は 13 週間に定められた。これにより両制度は、短期的な傷病は疾病保険が対処し長期的な労災は労災保険が対処するという、幅広い傷病に対する一貫した医療保障の仕組みとなった [木下 1997: 165-6]。

疾病保険は労災保険に比べて、より明確に運営方式の面で組合による自治的な制度となっている [倉田 1997]。基本的に保険機関は既存の地域的・職業的共済金庫を原型としながら再編成されており、職業カテゴリーと年収に基づいて保険強制の範囲が定められたためである [福澤 2012: 42-4]。また労働者による拠出が 1/3、雇用者の拠出が 2/3 であり、当事者拠出方式である点にも特徴がある（労災保険法は雇用者が 100%拠出）。しかしここでは被保険者の側に組合選択の自由が存在せず、各人は職種によって加入を義務付けられた組合が決まる [武

---

8) こうしたビスマルクのアイデアは国民経済学者であるアルバート・シェフレからのアドバイス [Schäffle 1905: 152] も影響している [Koch 1980: 203]。

田 1984:129]。

ここには、ビスマルクとともに制度構築に関わりつつ、その構想については反目していたテオドア・ローマンの自助を重んじる理念的関心が強く反映されているという。すなわちローマンはイギリス的な集団的自助の形成（後述）に期待するのではない形で国家介入が必要であることを論じた。その上で、ビスマルクが主導した労災保険のように強権的に国家が労働者のための保険組織を新しく形成するのではなく、既存の保険組織や共済組合を活用した強制保険の実現を目指した [木下: 128]。つまり、ドイツ社会保険立法の内部でも、私的保険組織の処遇と政策的位置付けは、労災保険と疾病保険でやや異なっているのである。

## 5. 20 世紀転換期イギリスにおける社会保障政策と私保険

### 5.1 国民健康保険法

イギリスにおける公的な社会保険は、1911 年の国民保険法によって実現をみた。そこでの当初の準拠問題は、上述した通り工業労働者の生活補償ではなく、(高齢の) 困窮者・児童・女性・一部の労働者など、自助組織をもたない困難な集団の生活をいかに保障するかということであった [木下 1997: 207]。しかしその後のドイツ訪問を経て、労働者の困窮問題は同様に重要なテーマとして認識されていった [四谷 2011: 3]。

国民保険法（とりわけ国民健康保険法）の設立にあたっては、ロイド・ジョージらが直接視察に行くなど、ドイツ疾病保険法が重要な知的資源であったことが知られている [Bunbury 1957: 71; Gilbert 1966: 294; 樫原 1973: 444]。しかしロイド・ジョージは、ドイツの制度をそのままイギリスで実現するのではなく、イギリスの伝統的な観念と調和する形で制度を構想した。それどころか、ドイツよりも一層優れた

制度の実現を目指したという [Hennock1982: 100]。

それが如実に現れているのが、国民健康保険法における「認可組合」の位置付けである。国民健康保険法において、友愛組合や労働組合など様々な既存の保険団体は政府に認められた保険者として社会保険制度の運営主体となった。そこにはドイツにおいて排除されていた商業保険会社も含まれ [四谷 2011: 1]、被保険者はこうした認可組合のうち任意のどれかに加入することが義務付けられた。

こうした制度が実現した背景には、伝統的に疾病給付などを担ってきた自助団体である友愛組合と、低所得者向けの葬儀・埋葬費用をまかなう保険業を展開していた簡易生命保険会社の存在がある。一方で、これらは国民健康保険法の成立にあたって強力な圧力団体となり、自らが認可組合となるよう政府に訴えかけたとされる [Gilbert 1966; 榎原 1973]。他方でロイド・ジョージをはじめとする政策担当者たちは、イギリスにおいて伝統的な自助の観念を維持しつつ、より包括的かつ

確実性のある保険運営のために、こうした既存の友愛組合や簡易生命保険会社を制度の中心的な主体として活用したことが指摘されている [Hennock 1985: 33; 武田 1984:113; 四谷 2011: 1]。特に営利団体である簡易生命保険会社の参入は、第一に組織的な勧誘活動や管理能力といった強みによってより包括的な制度を作ること、第二にそれによって他の認可組合に含まれる保険組織との競争を促し、加入者が組合を選ぶ際の選択肢を広げることが可能にしたという [武田 1984: 118-9]。

こうした私的保険組織の制度参入と選択的な加入の義務付けは、イギリスにおける「自助」の伝統を継承しつつ同時代の貧困問題を解決するために導出されたものである。それについてロイド・ジョージは、イギリスの国民保険法の計画が、「イギリスの友愛組合運動の実践、精神と完全に調和しており」、非常に自治的な要素を備えているとみなした。それに対してドイツの社会保険制度を、官僚的かつ強制的である

制度として問題視した〔四谷 2011: 2〕<sup>9)</sup>。その意味で国民健康保険法は、友愛組合や簡易保険会社の一方的圧力によって成立したというよりも〔Gilbert1966〕、政策担当者が積極的にこれらを活用することによって形成されていったと考えることができる。すなわち、こうした労働者に対して私的保険組織のいずれかに加入を強制する国民健康保険法は、既存の制度上では加入が困難な困窮する者に「認可組合」という枠組みの中で保険加入の権利を与えるものである点で「強制された自助」という側面を持っていた〔四谷 2011: 9〕<sup>10)</sup>。

## 5.2 労災補償法

ロイド・ジョージらが牽引した国民保険法の中核は疾病保険と失業保険だが、世紀転換期のイギリスにおいて労働災害が全く問題にならなかったわけではない。むしろ国民保険法の成立以前から、労働災害への補償問題は深刻化しており、政策課題にもなっていた〔Hennock 1985: 22〕。なかでも 1880 年に制定された使用者責任法は、それまで同じ事業者には雇用されている同僚によって労働災害を被った場合、当該の雇用者に対して訴訟を起こすことができないという「共同作業の原則 (the doctrine of common employment)」を廃止し、雇用者により幅広い賠償責任を負わせるものである。

---

9) ロイド・ジョージと共に法案作成に関わったウィリアム・ブレイスウェイト (William J. Braithwaite: 1875-1938) も、ドイツに対してイギリスの社会保険制度は「より簡略かつ効果的な」方策が求められるとし、労働者が保険に対して責任を持つことができるような自治の重要性を指摘した〔Bunbury ed. 1957: 82-3; Hennock 1982: 99〕。

10) とはいえ、こうした形で「認可組合」が成立した背景には、20 世紀転換期イギリスにおける簡易生命保険事業の爆発的な拡大があるということは見逃せない。横山〔1982〕によれば、機械制大工業の進展はイギリス労働者階級の大規模な貧困状態をもたらしたが、低賃金層向けの営利保険である簡易生命保険 (industrial insurance) は、そうした状態に寄生する形で発展してきたという。



しかしながらドイツ賠償責任法（1871 年）と同様（→4.1.1）、この使用者責任法の下では過去の労災の立証が困難であり莫大な訴訟費用がかかった。さらには賠償責任事件が増大してしまい、期待された効果を挙げるができなかったという [Raynes 1964=1985: 388]。そこで 1897 年に制定された労働者災害補償法では、必ずしも過失による事故でない場合も補償されることとなった。

こうした労働災害についての法的問題は 1871 年時点でのドイツと類似しているが、20 世紀転換期のイギリスにおいて特徴的なのは、たびたび提案される国家レベルの労災保険制度がことごとく却下されたということである。

疾病保険と同様、労災保険についてもイギリスの政策担当者はドイツの労災保険法からいくつかのアイデアを得ていた。なかでも保守派のジョン・ゴースト（John Gorst: 1835-1916）や左派自由主義派のジョセフ・チェンバレン（Joseph Chamberlain: 1836-1914）は、労働問題を主要な政治課題としつつ、ドイツ労災保険制度で採用された強制的協同組合（同業協同組合）には一切関心を向けず、その代わりに費用増大をはじめとする労災補償問題の解決を正当化するという目的のもと、ドイツにおける労災統計を活用した [Hennock 1985: 27]。労働者災害補償法（1897 年）を制定する上で、チェンバレンは労働災害への補償について法的状況を改善する必要を感じていたものの、新たな社会立法を生み出すことは全く考えなかったという [Hennock 1985: 27]。

その結果、ドイツにおける労災問題が雇用者の賠償責任ではなく国家レベルでの強制保険によって解決を目指されたのに対して、イギリスではそれが強く否定され、企業の自助的な解決が求められた。そのため民間営利保険会社は事業者向けの災害保険を展開し、ドイツではビスマルクが強く拒んだ災害保険による私的利益の創出をむしろ積極的に奨励した [Hennock 1985: 27]。とはいえ実際問題、事業者は頻発する災害補償が深刻化するリスクを抱えている。そこで事業者たちは

保険会社による保険相互組合の組合員になり、労災補償の費用を捻出した [Raynes 1964=1985: 392]。その意味で協同組合による労災保険が成立しているが、これはあくまで保険会社による自発的な組織である [Hennock 1985: 29]。当時の内務大臣であるマシュー・リドリー (Matthew Ridley: 1842-1904) は、ドイツを引き合いに出しながら、こうした「自発的な方策に基づく制度状況が、義務的の制度にくらべてイギリス的な感情との関係ではるかに効果的で控えめである」と発言している。ここでは政策担当者が「ドイツ的／イギリス的」という区別を用い、後者を称揚することで自助的な労災補償制度を選択していくプロセスが窺える [Hennock 1985: 29]。

1919年には、特別委員会での報告を通じて国家による新たな強制労災保険の導入が検討された [Cmd. 816]<sup>11)</sup>。そこでは委員会の議長である自由党のホールマン・グレゴリー (Holman Gregory: 1864-1947) が中心となり、現状の把握と問題の認識、そして解決方策の提示がなされ、強制保険のために国家基金を設けるか、保険主体に私企業を認めるか、保険料率や利益について保険企業の監視・統制を行うか等が議論された。そこで提出された報告書は通称「グレゴリー報告」と呼ばれる。

20世紀転換期には、災害補償に際して大手保険会社が設立した災害保険会社協会 (the Accident offices Association) や雇用者が組織した (利潤を上げることがを目的としない) 相互補償組合 (Mutual Indemnity Associations) など、保険会社や事業者が独自に労災補償を安定的に実現するための仕組みが作られていた。これらに対してグレゴリー報告 [Cmd.816] では、法外な保険料を取るにもかかわらず使用者の保護が不十分である保険会社や、労災補償のための費用負担能力が不足して

---

11) それ以前にも、1906年の労災補償制度の適用拡大がなされる際、義務的な強制保険制度導入の必要性について論じられたが具体化されなかった [Hennock 1985: 29]。

いる相互組合の問題を指摘しつつ、リスクを十分負担できない雇用者のための保険強制加入や、国家による保険会社の利益創出に対する介入、巨額無保険金請求に備えるための基金の義務付けなどが提案された [Cmd. 816: 19]。

このグレゴリー報告は第 2 部が「保険システム」と名付けられるなど、イギリスにおいて初めて本格的に強制労災保険が構想された画期とされるが [Raynes 1964=1985: 392]、同時代においては消極的にのみ受け取られた。1923 年に労働者災害補償法が可決されるが、そこでは補償対象は拡大されつつ、グレゴリー報告に言及しながら強制保険は導入しないこと、保険料率の国家監督も行わないこと、政府と災害保険会社協会との協定で諸々の問題に対処することが示されている。1923 年の庶民院における労働者災害補償法案第二読会において、保守派のロッカー・ランプソン (Locker Lampson: 1880-1954) はその理由を、グレゴリー報告が「極めて大規模な機構を必要とし、追加的な費用も必要になる」ため、「現時点では導入するのは不適當である」点に求めている [Parliamentary debates 1923: 1389]。そして、グレゴリー報告の提案を基本的に受け入れつつ、失業の増大による保険料の急落など状況の新たな変化を踏まえ、強制保険を採用しないことを宣言した [Parliamentary debates 1923: 1390]。ここでは一貫して、補償責任はあくまで個々の使用者に課せられ、同業協同組合のような国家による組織の設立とそこへの加入強制を自覚的に拒否し、使用者の保険加入は相互保険組織・民間保険会社・自己負担の 3 択からの任意とした [Hennock 1985: 35]。

このように 20 世紀転換期イギリスにおける労災問題は、あくまで事業者の賠償責任の貫徹という視座からのみ議論された。そのため国家レベルでの労災保険はドイツモデルを視野に入れつつ明確に否定され、既存の保険会社や相互組合の積極的活用と事業者たちの自発的な解決に委ねられた。ここでは私的保険会社や保険組合との協働を図る

ことで問題の解決が目指されており、ドイツのように特定の技術的アイデアを私保険から参照し独自に作り直すという手続きは見られない。そしてこの時期のイギリスにおける政策担当者にとり、ドイツ労災保険は、国家レベルでの同業協同組合を設立しないという判断、および既存の災害補償を改善するために労災統計を利用するという判断においてのみ、知的資源として参照されていた。社会保険としての労災保険の導入は国民保険（労働災害）法（1946年）を待つことになる〔Hennock 1985: 36; Raynes 1964=1985: 399〕。

## 6. 考察

4節・5節で考察してきた（a）ドイツ労災保険法（b）ドイツ疾病保険法（c）イギリス国民健康保険法（d）イギリス労災補償法をまとめれば、次のようになる。

まず疾病保険は、ドイツにおいて労災保険と組み合わせられ、既存の地域的・職域的組合をベースとした指定の保険主体への加入強制として実現した（→4.2, b）。イギリスでは、国民保険法（→c）のもとで任意の共済組合・保険会社への加入強制として実現した（→5.1）。両者とも、既存の私的保険組織が活用されている点では共通しているが、前者では多様な地域的・職域的疾病保険主体を認めつつ、その自律性を奪いながら労働者の保険強制が成立した。それに対して後者では、疾病保険の設計上の基礎的技術・知識は先行するドイツから導入したが、自覚的にドイツに対するイギリス的伝統の優位性が強調され、国家的な強制保険を避け、民間保険組織（友愛組合・簡易保険会社）との妥協と調整が図られている。そして、より包括的な労働者の加入を実現するために、「認可組合」を設立し、民間保険組織や労働組合を制度主体として積極的に活用する方針が採られた。イギリスの疾病保険はドイツに比べ、加入する保険主体を選べる点で労働者の自由な選択がよ

り重視されているといえる。

他方で労働災害については、ドイツとイギリスで類似した問題が生じていたのにもかかわらず、異なる形で制度化が実現した。ドイツでは労災補償制度のもとでの個別的補償請求を排除し、過失原理に基づかずに事業者の加入を強制する労災保険法(→a)の導入に結実した(→4.1)。そこでは保険会社や共済組合など私保険は徹底的に排除され、「同業協同組合」という私保険由来の技術・知識のみ国家による強制保険の導入のために利用された。それに対してイギリスでは、労災補償法(→d)の改定を繰り返すことで、国家レベルでの保険組織やそれへの加入強制を否定するとともに、事業者の自主的な保険加入に委ねた(→5.2)。ここでも先行するドイツ社会保険からの制度的パッケージや統計など、いくつかの知識や技術が断片的に摂取されていたが、強制加入の労災保険自体は第二次世界大戦後まで再三議論されつつ、その意義を否定され続けた。私保険はそのため、独自の同業組合や保険会社協会を組織し、リスクへの対処を試みた。

こうした両国の社会保険形成過程は、2 節で提示した分析視角からみると、私保険という諸組織を通じた政治と経済の構造的カップリングが、複数の形式のもとで実現している状況として理解することができるように思われる。

第一に、既存の研究はあくまで国単位の比較を志向するが、社会保険制度を私的保険組織の役割から比較すれば、各国内部におけるバリエーションは見逃ごせない。すなわち一方で、ドイツ労災保険法(→a)の形成過程では、私的保険組織(中でも保険会社)が社会保険の担い手としては徹底的に排除されていたが、ドイツ疾病保険(→b)ではむしろ既存の地域的金庫が制度母体とされた。イギリス国民健康保険(→c)ではドイツ疾病保険に近い運用がなされつつ、より積極的に私的保険組織が活用された。イギリス労災補償法(→d)の場合、私法の枠組みにおいて私的保険組織に問題への対処を放任する形式がとられ

た。つまり私的保険組織の制度的包摂という点では、(b) と (c) は相対的に類似しており<sup>12)</sup>、完全排除 (→a) と完全放任 (→d) がその両極にある。

こうしたバリエーションは、「イギリス＝自由主義的＝自助／ドイツ＝保守的＝積極的国家介入」という政策的理念の対立図式に若干の再考を促しうるものといえる。ドイツ疾病保険 (→b) は、加入先団体の選択に自由がなく、団体の自治が認められていない点では強制的だが、上述した通り政策担当者による理念の面では労働者の自助が強く念頭に置かれていた。他方、イギリス国民保険法 (→c) は、営利保険企業の参入を前提しつつ労働者の団体選択を認める強制保険であるため、「強制された自助」として理念的に特徴付けられる [四谷 2011]。ドイツ疾病保険においても「自助のための援助」が主導理念となっていたことを踏まえれば [坂井 2021: 215-243]、(b) と (c) は類似した理念の下で成立していたともいえる。つまり、私的保険組織の役割と位置付けをみると、理念的には単なる国家レベルでの二分法では説明できない<sup>13)</sup>。

第二に、私的保険組織は、たとえ制度主体としては排除されていたとしても、知識や技術の水準では重要な役割を果たしていることが明らかとなった。すなわち、ドイツ労災保険法 (→a) の形成過程では、私的保険組織 (中でも保険会社) は制度主体としては排除されていたが、そこにおける制度的知識・技術である同業協同組合 (→4.1.2) は、政策担当者の意図に合わせて摂取され、政策構想の中心となっていた。ここにおいて私的保険組織は、経済的利益の確保と拡大という文脈で作られていた同業協同組合を通じて、統治機構が固有の制度を構築す

---

12) もちろん、(b) と (c) の制度的自治がどの程度異なるかについては議論がある [武田 1984: 131-3]。

13) こうした国家レベルでの理念的区別が問題を孕んでいることについては「連帯」についてもあてはまる [坂井 2021: 187-9]。

る上で参照する際のインターフェースとなっている。つまり、組織を通じた政治と経済の連関は、経験的には制度主体レベルと知識・技術レベルでは異なった内実を持ちうるのである。

第三に、こうした知識・技術を踏まえた制度間連関にとって、制度形成の先行・後続関係は重要な変数となる。イギリスにおける健康保険（→c）および労災補償制度（→d）の場合、私的保険組織は政策担当者にとって知識の供給源としてではなく、むしろ営利保険会社の性質を維持したまま政策を中心的に担う主体としてみなされていた（認可組合）。制度的知識の面では、先行するドイツ社会保険における制度的パッケージや労働統計が断片的に摂取され、私保険そのものは政策形成におけるアイディアの源泉とはみなされなかった。こうした点からすると、利用可能な知的資源が政治外的制度にどの程度存在するか、そして地理的な制度成立の時間的差異がいかなるものかによって、特定の政策形成において参照される知識・技術が異なることが示唆される。それが各国の政治と経済の連関を特徴づける一要因にもなっていると考えられる<sup>14)</sup>。

## 7. 結論

本稿では、20 世紀転換期英独の福祉国家形成において、私的保険組織がいかなる役割を有していたのかについて、政治と経済の構造的カップリングという理論的観点から、歴史社会学的な考察を行った。ここでは、一国内でも社会保険制度内部において制度的・理念的バリエーションが存在すること、そして政策の担い手レベルと技術レベルで

---

14) 近代社会に関する理論的仮説の 1 つである機能的分化 (Funktionale Differenzierung) が制度の具体的挙動としてはどのように現れるかという観点からも、こうした私的諸制度の位置付けのバリエーションは考慮に値する [坂井 2021: 286]。

政治と経済の連関に違いが生じていること、さらには制度形成のタイミングの問題が重要であることが明らかとなった。これにより、英独社会保険制度を既存の分類（「自由主義的／共同体的保守主義」など）とは異なる形で比較分析することが可能である点が示された。

こうした知見は、福祉国家のさらなる分析を導くものである。例えば第一に、私的保険制度の技術的役割は団体形成だけでなく、保険数理にも関わるため、社会保険制度において、私的保険組織（特に保険会社）で発達した保険数理がどう活用されていったのかは、重要な比較分析の観点となる [Gilbert 1966: 384; Koch 1978: 204]。第二に、政策形成の先行・後続関係についていえば、ドイツ社会保険を観察しつつそれとは異なる対抗的制度を同時代に形成させていったイギリスとフランス<sup>15)</sup>は、共通した条件を有している。両国における社会保険制度を、ドイツ社会保険からの摂取点と捨象点という観点から検討することで、本稿で見た制度的・理念的な比較分析をさらに深めていくことが可能となる<sup>16)</sup>。以上のような展望は、福祉の複合体史が検討してきた、自由を擁護しつつ強制性を行使し人びとの生の安全を保障するための複数のメカニズムを、政治-経済連関のバリエーションとして捉え直すものとして位置付けることができる<sup>17)</sup>。

今日の福祉国家再編では、新しい社会的リスクの登場に対処し個人がより能動的に労働市場に参加するために、就労義務の強化や雇用

---

15) ドイツとフランスの比較については Kott [1996] を参照。

16) こうした点は、ヨーロッパにおける福祉国家形成の比較だけでなく、東アジアをはじめとする新興の福祉国家の発展を考える上でも重要である。なぜならば東アジアの福祉国家は西欧諸国に対する「遅滞」と「後発」によって特徴づけられ [金 2006]、その二重構造ゆえに、先行する各国の政策を有効な参照源としていたからである。

17) 本稿でみてきた英独社会保険関連諸制度における民間保険組織の意義にかんする差異は、同時代における自律的な保険のマーケットがどの程度成立しているかに規定されている可能性がある。そうした意味で、本稿の知見は経営史や保険史の視座から再文脈化することが求められる。今後の課題である。



可能性の向上を目指すアクティベーション政策が進展している。また年金や医療費など、公的な制度として確立している諸制度の正統性や財源問題をめぐって、「公／私」の線引き問題は深刻化しつつある。本稿の比較歴史社会学的な検討はこうした現代的課題に直接貢献するものではない。しかし見てきたように、「公／私」の線引きは、福祉国家の形成期から重要な課題であり続けたし、「私」それ自体の形成や「公」による「私」の関係付け、そして集合的・規則的に発生するリスクの把握とその対処として保険メカニズムが実現していくプロセスにはバリエーションがある。こうしたコンテキストとバリエーションが、今日の「公／私」再編の歴史的な前提となっているのである。私的保険組織を通じた政治と経済の構造的カップリングという視点は、こうした歴史的な前提を考察する上での、一つの手がかりとなるように思われる。

## 文献

- Arps, Ludwig, 1965, *Aufsicheren Pfeilern: Deutsche Versicherungswirtschaft vor 1914*, Vandenhoeck & Ruprecht: Göttingen.
- , 1968, *Deutsche Versicherungs-Unternehmer*, Versicherungswirtschaft E.V.: Karlsruhe.
- Bödiker, Tonio, 1899, *Berufsgenossenschaften*, Johann Conrad Hg., *Handwörterbuch der Staatswissenschaft*, 2.Bd., 2. Aufl, Gustav Fischer: Jena, 628-32.
- Bunbury, Henry H. ed., 1957, *Lloyd George's Ambulance Wagon: Being the Memoirs of William J. Braithwaite 1911-1912*, Cedric Chivers: Portway, Bath.
- Esping-Andersen, Gøsta, 1990, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press: Princeton. (岡澤憲英・宮本太郎監訳、2001、『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房.)

- Ewald, François, 1986, *L'État providence*, Grasset: Paris. (1993, *Der Vorsorgestaat*, übersetzt von Wolfram Bayer u. Hermann Kocyba, Suhrkamp: Frankfurt a.M.)
- 福原宏幸・中村健吾・柳原剛司、2020、『岐路に立つ欧州福祉レジーム——EUは市民の新たな連帯を築けるか?』ナカニシヤ出版。
- 福澤直樹、2012、『ドイツ社会保険史』名古屋大学出版局。
- Gilbert, Bentley B., 1966, *Evolution of National Insurance in Great Britain: Origins of the Welfare State*, Gregg Revivals: Hampshire.
- Ginbrich, Jane, 2015, Coalitions, Policies, and Distribution: Esping-Andersen's Three Worlds of Welfare Capitalism, James Mahoney and Kathleen Thelen ed., *Advances in Comparative-Historical Analysis*, Cambridge University Press: Cambridge, 67-96.
- 濱田江里子、2015、「日本とイギリスにおける若年就労支援政策と福祉国家再編」『年報政治学』66(2): 166-88.
- Hennock, Peter, 1982, Die Ursprünge der staatlichen Sozialversicherung in Großbritannien und das deutsche Beispiel 1880-1914, Wolfgang J. Mommsen and Wolfgang Mock Hg., *Die Entstehung des Wohlfahrtsstaates in Großbritannien und Deutschland 1850-1950*, Klett-Cotta: Stuttgart, 92-114.
- , 1985, Arbeiterunfallentschädigung und Arbeiterunfallversicherung: Die britische Sozialreform und das Beispiel Bismarcks, *Geschichte und Gesellschaft* 11(1): 19-36.
- 榎原朗、1973、『イギリス社会保障の史的研究 I——救貧法の成立から国民保険の実施まで』法律文化社。
- Katz, Michael B. and Christoph Sachße ed., 1996, *The Mixed Economy of Social Welfare: Public/Private Relations in England, Germany and the United States, the 1870s to the 1930s*, Nomos Verlagsgesellschaft: Baden-Baden.
- Kaufmann, Franz-Xaver, 2000, *Sozialpolitisches Denken: Die deutsche*

*Tradition*, Suhrkamp: Frankfurt a. M..

金成垣、2008、『後発福祉国家論—比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会。

木下秀雄、1997、『ビスマルク労働者保険法成立史』有斐閣。

Koch, Peter, 1978, *Bilder zur Versicherungsgeschichte*, Versicherungswirtschaft e. V.: Karlsruhe.

——, 1980, Wechselseitige Auswirkungen der Entwicklung von Individual- und Sozialversicherung, *Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft* 69: 199-213.

近藤文二、1959、「社会保険の論理と技術——ビスマルク社会保険を中心として」『所報』6:23-66.

Kott, Sandrine, 1996, Gemeinschaft oder Solidarität: Unterschiedliche Modelle der französischen und deutschen Sozialpolitik am Ende des 19. Jahrhunderts, *Geschichte und Gesellschaft* 22: 311-20.

倉田聡、1997、『医療保険の基本構造——ドイツ疾病保険制度史研究』北海道大学図書刊行会。

Luhmann, Niklas, 2000, *Die Politik der Gesellschaft*, Suhrkamp: Frankfurt a. M.. (小松丈晃訳、2013、『社会の政治』法政大学出版局.)

Machtan, Lothar Hg., 1994, *Bismarcks Sozialstaat: Beiträge zur Geschichte der Sozialpolitik und zur sozialpolitischen Geschichtsschreibung*, Frankfurt/New York: Campus.

松田亮三・鎮目真人編、2016、『社会保障の公私ミックス再論——多様化する私的領域の役割と可能性』ミネルヴァ書房。

Metz, Karl H., 1998, Solidarität und Geschichte: Institutionen und sozialer Begriff der Solidarität in Westeuropa im 19. Jahrhundert, Kurt Bayertz Hg., *Solidarität: Begriff und Problem*, Suhrkamp: Frankfurt a. M..

Milzer, Horst, 1953, *Die Volkslebensversicherung in Großbritannien (Industrial Assurance) in den Vereinigten Staaten von Amerika (Industrial Life Insurance)*

*und in Deutschland*, Rene Fischer: Weissenburg/Bayern.

中野智世、2012、「福祉国家を支えるボランティアリズム—20世紀初頭ドイツを例として」高田実・中野智世編『福祉』ミネルヴァ書房、197-236.

小川浩昭、2007、『現代保険学——伝統的保険学の再評価』九州大学出版会.

小野塚知二編、2009、『自由と公共性——介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社.

Raynes, Harold E., 1964, *A History of British Insurance*, 2. edition, Sir Isaac Pitman & Sons LTD.: London. (庭田範秋監訳、1985、『イギリス保険史』明治生命100周年記念刊行会.)

Ritter, Gerhard Albert, 1986, *Social Welfare in Germany and Britain: Origins and Development*, translated by Kim Traynor, Berg: New York.

坂口光男、2008、『保険法学説史の研究』文眞堂.

坂井晃介、2021、『福祉国家の歴史社会学』勁草書房.

Schäffle, Albert, 1905, *Auf meinem Leben*, 2.Bd., Erns Hofmann & Co: Berlin.

高田実、2012、「ゆりかごから墓場まで——イギリスの福祉社会 1970～1942年」高田実・中野智世編、2012、『福祉』ミネルヴァ書房、67-110.

高田実・中野智世編、2012、『福祉』ミネルヴァ書房.

武田文祥、1984、「社会保険と福祉国家——1911年イギリス国民保険法の成立と展開」東京大学社会科学研究所編『福祉国家1 福祉国家の形成』東京大学出版会、87-142.

田村祐一郎、1980、「原始的共済施設における保険的活動の性格」『生命保険文化研究所所報』50: 27-60.

Vogel, Walter, 1951, *Bismarcks Arbeiterversicherung: Ihre Entstehung im Kräftespiel der Zeit*, Georg Westermann: Braunschweig.

山本卓、2020、『20世紀転換期イギリスの福祉再編——リスpekタビリティと貧困』法政大学出版局.

横山寿一、1982、「社会保険と営利保険の交錯——1911年イギリス「国

民保険法」下の「認可組合」制度と簡易生命保険団体』『立命館経済学』31(1): 81-121.

四谷英理子、2011、「1911 年イギリス国民保険成立過程におけるロイド・ジョージの「強制された自助」の理念——「自助」と社会保険の架橋とめざして」『歴史と経済』213: 1-14.

Cmd. 816, 1920, Departmental Committee on Workmen's Compensation, Report to the Right honorable the Secretary of State for the Home Department by the Departmental Committee Appointed to Inquire into the System of Compensation for Injuries to Workmen, His Majesys's Stationery Office: London.

*Parliamentary Debates (Official report) House of Lords*. 5th ser, Vol. 164, 1388-1394, Workmen's Compensation (No.2) Bill.

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、2020 年度生命保険文化センター「生命保険に関する研究助成」（研究課題「保険会社が社会保障制度に与えた影響に関する歴史社会学的研究—19 世紀英独の比較分析を通じて—」）の助成を受けました。記して感謝いたします。